

資産税特集
第一回

配偶者居住権の 注意点と相続対策

講演項目

- ◆ 配偶者居住権の概要
- ◆ 配偶者居住権の評価方法
- ◆ 押さえておきたいメリットデメリット
- ◆ これからの相続対策にどう活かしていけるのか?!

Web
セミナー

少子高齢化に伴い、高齢の配偶者の生活を守るために配偶者居住権が設けられました。相続対策上のメリットが注目される配偶者居住権ですが、安易に選択をせずに、将来にわたる影響を考慮するなど慎重な検討が必要です。このセミナーでは、そうした注意点も含めて、これからの相続対策に与える影響などを、分かりやすく解説します。

視聴可能期間

2022年 **12月13日(火) 11:30** ~ **12月19日(月) 17:00**

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限

12月9日(金) 17:00

参加費

3,000円(税込)

講師

辻・本郷 税理士法人
プライベートウェルスマネジメント部
マネージャー 税理士

井口 麻里子 (いぐちまりこ)



相続税の申告はもちろん、生前からの相続対策、資産承継、事業承継等にかかる相続コンサルティングを主業務とし、セミナー講師や執筆活動も盛んに手がけている。著書は『55歳になったら遺言を書きなさい』『相続でモメずにお金を残したければ「この順番」で進めなさい』『新広大地評価の実務』その他共著多数。

辻・本郷 税理士法人
プライベートウェルスマネジメント部
コンサルタント

豊島 鷹平 (とよしまようへい)



2020年10月 辻・本郷 税理士法人に入社し、ヘルスケア事業部にて医療法人向けのコンサルティング業務や法人顧問業務に従事。現在はプライベートウェルスマネジメント部にて富裕層向けのコンサルティング業務を中心に、法人顧問業務、相続税申告・相続対策などの資産税業務を担当する。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/221213



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー 28階

<https://www.ht-tax.or.jp>

辻・本郷 検索